

特定教育・保育施設（**幼保連携型認定こども園**）の変更申請に係る根拠法令等適用一覧表

2022.5.1時点

根拠法令	変更内容	変更申請又は届出時添付書類等	届出期日	届出様式等
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	1 設置者の住所または所在地 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条	所在地、名称を変更することについて議決した議事録（後日）名称変更後の当該法人の登記事項証明書 （根拠法令）郡山市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則第4条第3項	変更の前にあらかじめ届出 （根拠法令） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項	【届出様式】 幼保連携型認定こども園変更届（第7号様式） （根拠法令）郡山市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則第4条第2項
	2 設置者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名） （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項	代表者の変更の場合 議事録の写し、代表者の履歴書及び代表者変更後の当該法人の登記事項証明書 （根拠法令）郡山市家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱第15条第1項第3号		
	3 施設の名称及び所在地 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項	所在地の変更の場合、住居表示変更の証明等 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項		
	4 保育を必要とする子どもの利用定員 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項	定員の変更の場合 議事録の写し及び職員の構成を示す書類（参考様式は職員の構成（第5号様式）） （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項		
	5 目的 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項	目的を変更することについて議決した議事録 議事録の写し及び職員の構成を示す書類（参考様式は職員の構成（第5号様式）） （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項		
	6 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項	建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更の場合 ①建物及び土地の状況を示す書類（参考様式は建物及び土地の状況（第4号様式）） ②建物の変更前後の配置図及び平面図 ③土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ） ④建築確認通知書の写し及び検査済み証 ⑤土地及び建物の登記事項証明書 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項		
	7 幼保連携型認定こども園の運営に課する規程 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項	規程等の変更の場合、変更前と変更後の規程等 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項		
	8 経費の見積もり及び維持方法 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項	見積もり変更後の収支予算書等 （根拠法令）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項		

特定教育・保育施設（**幼保連携型認定こども園**）の変更申請に係る根拠法令等適用一覧表

2022.5.1時点

根拠法令	変更内容	変更申請又は届出時添付書類等	届出期日	届出様式等
子ども・子育て 支援法	1 利用定員の増加 (根拠法令) 子ども・子育て支援法第32条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第31条 <u>※事前にご相談ください。</u>	次に掲げる事項を記載した申請書及び書類を提出 (1) 施設の名称、教育・保育施設の種別及び所在地 (2) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 (4) 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数 (5) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 (6) 利用定員を増加しようとする理由 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第31条	※事前にご相談ください。 変更の前にあらかじめ申請 (根拠法令) 子ども・子育て支援法第32条第1項	【申請様式】 確認変更申請書(第3号様式) (根拠法令) 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認等に関する規則第4条 【承認書様式】 確認変更に係る通知書(第4号様式) (根拠法令) 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認の取扱いに関する要綱第4条
	2 施設名称及び設置の場所 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第29条第1号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出	変更のあった日から起算して十日以内 (根拠法令) 子ども・子育て支援法第35条第1項 【例外規定】 変更内容項目5に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、届出を省略することができる。 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	【届出様式】 確認内容変更届(第4号様式) (根拠法令) 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認等に関する規則第5条第1項 【承認書様式】 規定なし(※変更届受理のみ)
	3 設置者の名称及び主たる事務所の所在地 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第29条第2号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	4 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第29条第2号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び誓約書を提出 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第33条第2項		
	5 設置者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第29条第4号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	6 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。) 並びに設備の概要 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第29条第6号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	7 施設の管理者の氏名、生年月日、住所 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第29条第8号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び誓約書を提出 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第33条第2項		
	8 運営規程 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第29条第9号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	9 施設型給付費等の請求に関する事項 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第29条第14号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	10 役員の氏名、生年月日及び住所 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第29条第16号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び誓約書を提出 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第33条第2項		
	11 利用定員の減少 (根拠法令) 子ども・子育て支援法第35条第2項 子ども・子育て支援法施行規則第34条	次に掲げる事項を記載した書類を提出 (1) 利用定員を減少しようとする年月日 (2) 利用定員を減少する理由 (3) 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置 (4) 子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの減少後の利用定員 (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第34条	利用定員の減少の日の三月前まで (根拠法令) 子ども・子育て支援法第35条第2項	【届出様式】 利用定員減少届(第5号様式) (根拠法令) 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認等に関する規則第5条第2項 【承認書様式】 規定なし(※変更届受理のみ)